

四国森林管理局入札等監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年8月24日)

開催日及び場所		令和5年6月26日(月曜日) 四国森林管理局3階局議室		
委員		皿田 幸憲 (弁護士) 田中 宏和 (公認会計士) 府川 一 (税理士)		
審議対象期間		令和4年10月1日～令和5年3月31日		
審議対象案件		81件 うち、1者応札案件 54件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		8件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 10%) (抽出率 7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 -%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	該当なし	
	業務	一般競争	該当なし	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
	その他の随意契約		1件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
	物品役務等	一般競争	4件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約 (企画競争・公募)	該当なし	
		随意契約 (その他)	該当なし	
	(特記事項)		なし	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 治山・林道工事の入札において、1者応札が多い要因として考えられることは何か。</li> <li>・ 治山・林道工事の入札に参加できる事業者はどのくらいいるのか。</li> <li>・ 「伊尾木事業宿舎等解体撤去工事」の予定価格については、どのように積算を行っているのか。</li> <li>・ 造林事業（狩場山2021に2林小班外7除伐Ⅱ類作業（翌償））については、落札率が58%と他の造林事業と比べ低いものとなっているが、その要因として考えられることは何か。</li> <li>・ 再入札については、何回目まで行うことができるのか。</li> <li>・ 無人航空機の調達を行っているが、使用目的及び償却年数について教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事箇所が山間奥地であり通勤にかなりの時間を要するため、入札に参加する者の多くが、工事箇所が所在する市町村の事業者となってしまうこと、また、事業者も国有林の工事より地元市町村の工事を優先して受注している傾向にあり、手持ち工事の状況により国有林の入札に参加するか否かの判断をしていることが、1者応札が多い要因ではないかと考える。</li> <li>・ 平成22年度には200社あったが、現在は、倒産等により150社と減少傾向にある。</li> <li>・ 本工事は解体工事であることから職員実行での積算が困難であるため、専門業者に設計を依頼し、それを基に積算を行っている。</li> <li>・ 本事業については、作業種が除伐Ⅱ類の1種類しかなく、事業者も予定された履行期間よりも早く事業の完了が見込めると判断し入札した結果、このような状況となったものと考ええる。</li> <li>・ 入札公告において原則2回までとしているが、2回目の入札金額と予定価格に乖離がある場合は入札を打ち切り、僅差の場合は、入札執行官（森林管理署長等）の判断により3回目を行うこともある。</li> <li>・ 無人航空機は、造林や生産事業の進行管理、境界巡視、シカ防護柵の見回り、豪雨や台風発生時の現地確認等に活用している。 償却年数については、機体の保証期間及び部品の供給期間等から考えると5年程度である。</li> </ul>
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し森林管理局長が講じた措置]	特になし